

中小企業海外展開支援出資事業

平成23年度募集要項

出資提案書受付期間

平成24年3月15日～平成24年3月30日17時まで
(但し、予算額に達するまでの間は、翌月以降、1か月単位で、
当該月の最終営業日17時まで受付期間を延長するものとする。)

応募先及びお問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 ファンド事業部ファンド企画課
〒105-8453 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 虎ノ門37森ビル
電話 03-5470-1672 / FAX 03-5470-1624

平成24年3月15日

独立行政法人中小企業基盤整備機構
ファンド事業部

中小企業海外展開支援出資事業 募集要項

平成24年3月

1. 事業目的

我が国中小企業の発展のためには、成長著しいアジアをはじめとする海外市場を獲得することが重要です。また、経済のグローバル化に伴い、中小企業においても、国際競争に対応していくため、海外販路の開拓を行うことが重要です。

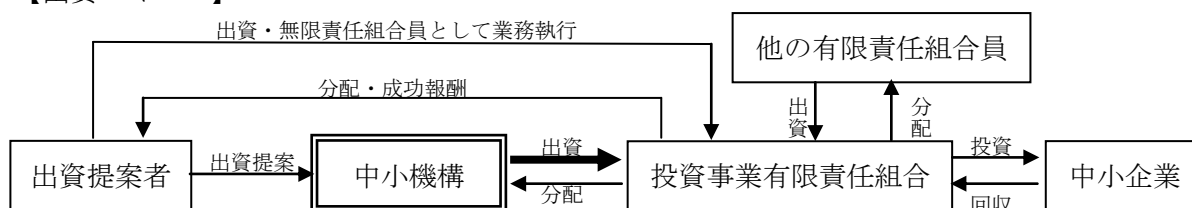
一方で、政府としては、東日本大震災からの復旧・復興に引き続き全力で取り組むこととしております。

そこで、海外展開により震災からの復興に資する取組を行う中小企業等に対して投資事業を行う組合への出資を通じて、海外展開を行う中小企業等の資本増強を支援します。

2. 事業内容

- 海外展開により国内経営基盤の強化に取り組む被災地その他の中小企業者に対する投資事業を行う組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号。以下「有限責任組合法」という。）に基づく投資事業有限責任組合に限る。以下同じ。）に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が、有限責任組合員として出資します。
- 中小機構の最大出資約束額（平成23年度予算額）は25億円（但し、組合の出資約束金額総額の2分の1（地方公共団体が出資を行う場合には、当該地方公共団体の出資額とあわせて2分の1）以内で、かつ、予算の範囲内。）。

【出資スキーム】



3. 公募対象となる方

提案時点で次の全ての条件を満たす事業者。

- 別紙に掲げる出資要件を満たす組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に基づく投資事業有限責任組合に限る。以下同じ。）を組成し、無限責任組合員として業務執行を行おうとする者
- 現在、組合の無限責任組合員として業務執行を行っている者、又は業務執行の実績を有している者
- 直近1年間の法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村民税の滞納がない者

- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産者で復権を得ない者でないこと
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始申立、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始申立がなされていない者

4. 申込方法

所定の出資提案書その他下記必要書類各1部を持参又は郵送して下さい。

出資提案書については直接下記までお問い合わせ下さるか、別添のファイルをダウンロードしてください。

(提出書類)

- ・ 出資提案書
- ・ 組合設立趣意書
- ・ 確定申告書（写）（決算書・直近3期分）
- ・ 商業登記簿謄本（直近の会社情報を反映したもの）
- ・ 会社案内・パンフレット
- ・ 組合契約書（既に設立されている組合への出資を希望される場合。最新版）
- ・ その他資料

(注1) 出資提案書の作成等、提案参加に必要な経費は、提案者の負担とします。

(注2) 提出書類は、いずれも返却できません。

(注3) 必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

(注4) 提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

5. 受付期間

平成24年3月15日～平成24年3月30日17時まで受け付けを行います。但し、予算額に達するまでの間は、翌月以降、1か月単位で受付期間を延長するものとします。

6. 出資先組合の決定

出資提案書及びその他必要書類を受理した後、下記審査プロセスを経たうえで総合的に判断し、出資の可否を決定します。

(1) 審査プロセス

- ① 書面審査
- ② 予備審査（出資提案者によるプレゼンテーション、面接審査）
- ③ 本審査（公認会計士同行による現地調査、外部有識者による評価委員会、面接審査）

(注1) 上記プロセスの過程において当機構が出資することが困難と判断される課題が見受けられる場合には、その後のプロセスは行いません。

(注2) 審査結果については、採択の可否を書面で通知します。

(注3) 審査結果に関するお問い合わせ（不採択の理由等）には一切応じかねますので、ご承知おき下さい。

(2) 審査のポイント

審査にあたっては、「3. 公募対象となる方」の要件を満たしているかを確認するとともに、下記の各項目について評価するものとします。

【出資提案者の評価ポイント】

- ① 中小企業に対する投資業務への熱意、ノウハウ、専門知識
- ② 組合の運営実績（IRR、投資倍率）、中小企業への投資実績、海外展開に関するハンズオン支援実績、エグジット実績
- ③ 経営基盤の安定性（財務状況、組織体制、経営者・役員の経歴）
- ④ ディールソース
- ⑤ 海外展開をはじめとする専門家とのネットワーク

【組合の評価ポイント】

- ① 政策的意義
- ② 組合の運営方針（規模・存続期間、投資対象（投資分野）・投資基準・投資方法、想定IRR・回収方法・管理報酬・成功報酬（ハードルレートの有無））
- ③ 他の組合員の構成、出資額及び出資確度
- ④ 組合の運営体制（投資担当者数、投資決定プロセス（発掘・投資委員会の構成・議決方法等）、管理体制、投資回収プロセス、コンプライアンス確保、秘密保持）
- ⑤ 投資担当者の投資実績、海外展開に関するハンズオン支援実績、エグジット実績
- ⑥ 海外展開を支援する仕組み（外部パートナーとの連携等）
- ⑦ 投資候補先の概要
- ⑧ 利益相反への対応

7. 応募先及びお問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 ファンド事業部ファンド企画課

〒105-8453 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 虎ノ門37森ビル

電話 03-5470-1672 / FAX 03-5470-1624

中小企業海外展開支援出資事業の主な要件

1. 出資対象とする組合

海外展開により国内経営基盤の強化に取り組む被災地その他の中小企業者に対する投資事業を行う組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号。以下「有限責任組合法」という。）に基づく投資事業有限責任組合に限る。以下同じ。）であり、かつ、その組合の設立趣旨に、震災からの復興に資する取組を支援する組合である旨明記すること。

2. 機構の組合員としての地位及び出資限度額

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）は、組合の有限責任組合員として参加することとし、1組合への出資限度額は、出資約束金額総額の2分の1（地方公共団体が出資を行う場合には、当該地方公共団体の出資額とあわせて2分の1）とする。

機構の出資約束金額は、1組合につき、25億円を超えない額とする。

3. 投資対象

投資総額の70%（機構出資比率が2分の1未満の場合には、当該機構出資比率に1.4を乗じて得た割合又は35%のいずれか高い割合）以上（注1）は、組合からの最初の投資を実行する時点において中小企業者（注2）である事業者に対する投資であって、海外展開により国内経営基盤の強化に取り組む事業者に対する投資であること。

4. 投資形態

有限責任組合法第3条第1項各号に規定する投資形態による。

5. 出資金の払込方法

出資約束金額を確定した上での「分割払い」の方式であること。ただし、機構の出資約束金額が10億円以下の場合に限り、「一括払い」の方式も可能とする。

6. 出資約束金額の減額

投資期間（新規投資を決定又は実行できる期間をいう。以下同じ。）の終了後（投資期間の定めのない組合については、組合存続期間の2分の1経過後）において投資総額が出資約束金額総額の60%を超えない場合には、組合員間の合意の上で、当該投資総額、当該事業年度末までの新規投資予定額（投資実行及び投資金額が決定している案件に係るものに限る。）、追加投資予定額及び管理報酬その他の費用の合計金額まで出資約束金額を引き下げることができるものとする。

出資約束金額を引き下げた場合には、その引き下げ修正までの間に支払った管理報

酬額のうち、半期ごとに計算した修正差額を、無限責任組合員から返還させることを基本とする。

7. 組合の存続期間

組合の存続期間は12年以内とする。ただし、組合員間の合意の上で、当初の存続期間から3年を超えない範囲内で延長可能とする。

8. 投資先企業の育成

無限責任組合員は、投資後における投資先企業の業況や事業の進捗状況等を継続的に把握するとともに、経営、技術等に関するハンズオン支援を行うこと。

9. 善管注意義務、利益相反、秘密保持

①無限責任組合員は、組合目的に従い善良なる管理者の注意をもってその業務を執行すること。

②無限責任組合員は、組合に不利益が生じないよう利益相反に配慮すること。

なお、無限責任組合員は、組合存続期間の2分の1を経過した日又は組合の出資約束金額の総額に占める投資総額の割合が60%を超える日のいずれか早い日までの間は、組合員の事前の承認を得ることなく、組合の事業と同種又は類似の事業を行うことはできない。

③無限責任組合員は、組合員の事前の承認を得ることなく、組合との取引を行わないこと。

④無限責任組合員は、投資先に関する情報をはじめ、組合に関する情報を、合理的な範囲を超えて開示又は漏洩してはならないものとし、組合運営に際しては、万全の秘密保持体制をとること。

10. 報告義務

無限責任組合員は、有限責任組合員に対し、下記①から⑥の事項に関し報告するとともに、有限責任組合員から要請があった場合には、投資活動に関する情報の開示を行うこと。なお、②については投資実行の翌月末まで、③については発生後遅滞なく、⑥については処分収入を得た翌月末までに報告を行うものとする。

また、中小機構に対しては、⑦及び⑧の事項に関しても報告することとし、当該事項については、機構が国に報告すること及び国が公表することを妨げないものとする。

①組合の半期ごとの業務執行状況

②投資実行した場合の投資先企業の概要、投資額等

③投資先企業に発生した次に掲げる重要な事情の内容等

(1) 投資時点で予定されていなかった、合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡、事業の休止又は廃止、破産、会社更生又は民事再生の手続開始申立等

(2) 上場承認

④投資先企業の1年ごとの収支、雇用その他の経営状況

- ⑤投資先企業に対するハンズオン支援の内容
- ⑥売却・償還等による処分収入を得た場合の当該投資先企業の概要、売却額等
- ⑦被災地等の復興との関係性及び寄与の状況
- ⑧組合からの投資先企業数及び投資後5年経過時又はエグジット時に年度損益が黒字化している投資先企業の割合

1.1. 無限責任組合員に対する報酬

①管理報酬

管理報酬により賄われるべき費用の範囲は、投資先の発掘・審査、投資先に対する支援及び組合事業の運営に要する費用を基本とする。

管理報酬は、次の各号に掲げる出資約束金額総額の区分に応じ、組合の存続期間（延長期間を除く）における一年当たりの平均支払額が当該各号に定める額の範囲内となるようにするものとする（延長期間を除く）。

- 一 出資約束金額総額が100億円を超過する組合においては、出資約束金額総額の2%に相当する額
- 二 出資約束金額総額が10億円を超過し、100億円以下の組合においては、出資約束金額総額の2.5%に相当する額
- 三 出資約束金額が10億円以下の組合においては、出資約束金額総額の3%に相当する額

②成功報酬

無限責任組合員は、出資約束金額総額又は組合員から出資された金額の累計額に対する組合員に分配された金額の累計額の比率（以下「分配比率」という。）が100%を上回る場合に、組合財産から成功報酬を受領することができる。ただし、投資総額における中小企業者への投資金額の割合が70%未満のものにおいては、無限責任組合員は、分配比率が次の算式により算定した率を上回る場合に組合財産から成功報酬を受領することができる。

$$\text{率（\%）} = 100 + \{ (70 - \text{中小企業投資比率（\%）}（*）) \div 35 \} \times 10$$

（*）各組合においてあらかじめ設定する、中小企業者に対する投資比率の下限

成功報酬は、組合員に分配することができる金額の総額の20%を超えない額とする。ただし、分配比率が200%を上回る場合には、この限りではない。

1.2. 無限責任組合員の出資額

無限責任組合員は出資約束金額総額の1%以上を自ら出資すること。ただし、適格機関投資家（注3）が出資していない組合においては、無限責任組合員は出資約束金額総額の10%以上を自ら出資すること。

1.3. 中小機構の関与

- ①機構は、無限責任組合員が主催する投資委員会または投資検討会へオブザーバーとして出席できる。
- ②機構は、無限責任組合員の財務内容等の経営状況について、報告を求めることができる。

14. 他の組合員への優先分配（注4）

出資約束金額総額に対する組合員に分配された金額の累計額の比率が100%を上回った時点以降に行う組合財産の分配については、機構が機構出資比率に応じて得られる分配額の2割を上限に、他の組合員に対して優先的に分配することができる。

15. その他

- ①組合は原則として資金の借入れを行わないものとする。
- ②組合契約に盛り込んだ投資形態から発生する有価証券譲渡益又は配当収入による利益の再投資を行わないものとする。
- ③機構に対する組合財産の分配（清算人による分配を含む。）については、機構が投資先企業の株式等の現物による分配を希望する場合を除き、金銭により行うこと。
- ④無限責任組合員は、投資先企業と匿名組合契約の出資の持分又は信託の受益権を取得する場合にあっては、当該出資額又は当該取得額を超えて損失を負担することのないことを匿名組合契約、信託契約等において規定すること。また、当該契約等の内容について機構へ事前に通知することとし、機構は当該契約等の内容に対して意見を述べるることができる。

（注1）本比率については、組合の第3事業年度末以降の毎事業年度末時点において充足されていること。

（注2）「中小企業者」とは、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第2条第1項各号に定義される中小企業者をいい、具体的には以下①から⑦のいずれかに該当するものをいう。

ただし、1社の大企業（中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。）若しくはその役員から50%以上の出資を受けている中小企業者又は大企業若しくはその役員から100%の出資を受けている中小企業者（投資後に当該中小企業者に該当しなくなることが明らかである場合を除く。）は、投資対象における中小企業者比率に含まない。

- ①製造業、建設業、運輸業その他の業種を主たる事業として営む者にあつては、資本金若しくは出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員数が300人以下の会社及び個人。ただし、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）については、資本金若しくは出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員数が900人以下の会社及び個人。
- ②卸売業を主たる事業として営む者にあつては、資本金若しくは出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員数が100人以下の会社及び個人。
- ③サービス業を主たる事業として営む者にあつては、資本金若しくは出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員数が100人以下の会社及び個人。ただし、ソフトウェア業又は情報処理サービス業については資本金若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員数が300人以下の会社及び個人、旅館業については資本金若しくは出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員数が200人以下の会社及び個人。

④小売業を主たる事業として営む者にあつては、資本金若しくは出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員が 50 人以下の会社及び個人。

⑤企業組合

⑥協業組合

⑦独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第 1 条第 2 項で定める組合及び連合会

(注 3) 機構、無限責任組合員及びその関係会社等である適格機関投資家を除く。

(注 4) 本項目については、その取扱について経済産業大臣の認可を受けることが前提であり、変更があり得ることをご了承ください。